

ごみの野外焼却 は犯罪です！

(一部例外を除く)

平成13年4月から、一部例外を除き、ごみの野外焼却(野焼き)は廃棄物処理法で禁止されています。

◆一部例外とは？…農業者による田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却や、少量の落ち葉・庭木の焼却等は例外的に認められています。

ただし、例外となる焼却であっても、住民の方から苦情があれば、焼却行為の中止をお願いする場合があります。

《ドラム缶や簡易焼却炉での焼却も違法です》



× 簡易焼却炉



× ドラム缶焼却



× 穴を掘っての焼却

「煙の臭いで頭痛がする」「洗濯物が干せない」といった苦情が多く寄せられています。

例外として認められている野外焼却であっても、風向き・時間帯・量など周囲への配慮をお願いします。



【お問い合わせ】

環境課 ☎:097-582-1310